

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	資源ごみ収集事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名 称 : 資源ごみ収集事業 資源物 : 空き缶・空きびん 収集内容 : 月2回、各戸及びステーション収集 処理内容 : リサイクルプラザで選別処理をして資源化を図っているが、処理能力超過分は再生資源業者で処理を行っている。 収集業務 : 南支所管内は直営、他の5支所は委託業者</p> <p>資源物 : ペットボトル 収集内容 : スーパー及び支所などに回収ボックスを設置し、拠点回収を実施している。(約120拠点) 収集業務 : 委託業者(一部直営)</p>		<p>名 称 : 資源ごみ収集事業 資源物 : 空き缶・空きびん・ペットボトル 収集内容 : 月2回、ステーション方式により収集 処理内容 : 有価物集積センターに持ち込み、空きびんの色選別、ペットボトルの圧縮・梱包作業を行なった後、業者へ引き渡している。 収集業務 : 委託業者</p> <p>資源物 : 有価物(古紙・金属・繊維・発泡トレイ) 収集内容 : 月1回、ステーション方式により収集 処理内容 : 有価物集積センターに持ち込み、選別(古紙・繊維・金属類)等を行なった後、業者へ引き渡している。 収集業務 : 委託業者</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	有価物集団回収事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名 称 : 有価物集団回収事業 内 容 : 自治会や子ども会等による有価物の回収に対して報奨金を交付する。 対象団体 : 市内の自治会、子ども会、その他の営利を目的としない住民団体 対象品目 : 新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック 報償金額 : 回収量 1 kg 当たり 4 円 団体数 : 9 5 0 団体	名 称 : 環境美化及び有価物回収奨励金等交付制度 内 容 : 有価物回収に協力する団体が再資源化できる有価物を定期的に集団回収を行なうことに対して奨励金又は報奨金を交付する。 対象団体 : 町内で組織する区会、婦人会、自治会、子ども会育成会、老人会等のほか町長が必要と認める団体で、古紙類、繊維類の集団回収を定期的実施し、地域の環境美化（公園、道路等の清掃）に努める団体 奨励金制度 対象品目 : 古紙類、繊維類 奨励金額 : 1 kg 当たり 5 円 団体数 : 3 3 団体 缶・びんボックス管理報奨金制度 内 容 : 町が実施している空き缶、空きびん回収に協力する自治会に回収ボックスの設置を依頼し、管理費を交付する。 管理費 : 1 組設置当たり 1 3 0 円 / 月 自治会数 : 2 6 地区		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	ごみ収集事業（その1）	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
<p>名 称：生活ごみ収集 内 容：家庭から排出される生ごみ等を無料で収集 収集内容：週2回、各戸・ステーション・コンテナ方式 収集業務：直営と委託業者</p> <p>名 称：粗大ごみ収集 内 容：30cm以上の家具や電化製品等を電話申込制により有料で収集。 市民は申込後シールを取扱店で購入し、品物に添付する。 シールは400円1種類で、400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円の5種類の品目別料金を設定 収集内容：各戸及びステーション 収集業務：直営と委託業者</p> <p>名 称：継続のごみ収集 内 容：事業所等から排出される可燃性ごみについて有料で毎日（週6回）収集 収集内容：月～土曜日 収集業務：委託業者</p>		<p>名 称：一般家庭ごみ収集 内 容：燃えるごみをシール制（1～2人世帯30L袋、3人以上世帯45L袋）で無料収集し、超過分は有料で収集 収集内容：各戸・ステーション方式 燃えるごみ（週2回） 収集業務：委託業者</p> <p>名 称：粗大ごみ収集 内 容：家庭から排出される粗大ごみ・燃えないごみをシール制で無料収集、超過分を有料で収集 収集内容：ステーション方式（月1回） 収集業務：委託業者</p> <p>名 称：継続的（事業系）ごみ収集 内 容：燃えるごみを有料で収集 収集内容：週1回から5回 収集業務：委託業者</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p> <p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	し尿収集事業		
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。				
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容			
堺 市		美 原 町			
名 称 : 継続収集 内 容 : 一般家庭及び事業所等から排出されるし尿を有料(納付制)で収集 収集内容: おおむね月2回 収集業務: 委託業者	名 称 : 継続収集 内 容 : 一般家庭から排出されるし尿を有料(くみ取り券式)で収集 収集内容: おおむね月2回 収集業務: 委託業者	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
名 称 : 臨時収集 内 容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合に有料で収集 収集業務: 委託業者	名 称 : 事業所収集 内 容 : 事業所から排出されるし尿を臨時的に有料(従量制)で収集 収集業務: 委託業務			当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	
名 称 : 臨時収集 内 容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合に有料で収集 収集業務: 委託業者	名 称 : 事業所収集 内 容 : 事業所から排出されるし尿を臨時的に有料(従量制)で収集 収集業務: 委託業務				
名 称 : 浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬 内 容 : 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬を行なっている。 収集業務: 許可業者	名 称 : 浄化槽の清掃及び汚泥の収集運搬 内 容 : 浄化槽の清掃と汚泥の収集運搬を行なっている。 収集業務: 許可業者	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	家電4品目収集事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名 称	家電4品目収集事業	名 称	家電4品目収集事業
内 容	家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、市民自らメーカーの指定引取り場所に搬入するか、小売店組合へ収集を申し込む方法を取っている。	内 容	消費者は買い換え時に購入する小売店に古い家電を引き取ってもらうか、以前購入した小売店へ引き取りを依頼しなければならない。しかし、以前購入した小売店の廃業等で、小売店へ引き取りを依頼できない場合があり、このような小売店の義務外品は申込制による月2回収集を実施し、メーカーの指定引取り場所へ搬入している。
			当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	関係項目	生ごみ処理機購入費補助金交付制度
調整の内容	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
実施していない。		<p>名 称 : 生ごみ処理機購入費補助金交付制度 内 容 : 一般家庭から排出される生ごみを処理する生ごみ処理機を購入する者に対し、その購入に要する経費の一部を補助する。</p> <p>補助金の対象となる処理機 ・次の各号のいずれにも該当するもの (1)一般家庭から排出される生ごみ等を、排出者自らが減量化するための目的で購入する処理機（生ごみ等を単に粉碎し浄化槽等に排出する処理機及び焼却を目的とする処理機は除く） (2)耐久性を有し、かつ、衛生的な処理機 1世帯につき、1機（器）とする。</p> <p>補助金の額：処理機購入金額の半額で上限額50,000円（電気設備等の付帯設備の費用は除く）</p> <p>名 称 : コンポストの無料貸出し制度 内 容 : ごみの減量化を図るため、自宅敷地内や畑など土のある場所に設置し、生ごみを堆肥化する容器を無料で貸し出す。 1世帯に1個限り。</p>	
		当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	事業系ごみ減量化推進事業	事業系一般廃棄物の多量排出事業者指導	堺市制度で実施	堺市制度で実施
24 各種事務事業の取扱い（環境関係）	環境衛生対策事業	公共下水道及び集水桝等の清掃事業	その他	新市において引き続き調整を図る。